

**非常勤の声号外:9月9日緊急記者会見報告 大阪大学外国語学部クーリング強要問題について**

会見日時	2021年9月9日(木)14時～
会見場所	大阪府庁記者会見室
会見概要	<b>大阪大学が実質的な偽装請負による無期転換回避を画策!!!</b>
概要	大阪大学において外国語学部が、(労契法による無期雇用転換を回避するための)契約更新10年上限規定を理由に、2022年度にクーリング期間の強要を非常勤講師らに始めました。
情報提供者	関西圏大学非常勤講師組合…関西圏近県の大学非常勤講師を中心とした組合 <a href="http://www.hijokin.org">http://www.hijokin.org</a>
連絡先	関西圏大学非常勤講師組合・委員長・新屋敷 健 (T&F)0774-23-2676 email: take0shin@gmail.com
その他	※大阪大学は、2014年に改正研究開発力強化法の「労働契約法の特例」を非常勤講師に適用した上で10年の更新上限をつけました。2023年度末に10年上限で契約終了になる該当者が70～80人にもなるため「教育カリキュラムの維持」ができないと考えた阪大外国語学部は、2022年度にクーリング期間を入れることを非常勤講師らに強要し始めました。具体的には、外国語学部から該当の非常勤講師へ「来年度の授業担当委嘱に関するお願い」という文書をメールで送信して、10年での契約終了を回避するために2022年度に「半年間のクーリング(空白)期間を設定」することで2023年度に再契約すると誘導し、どの時期に空けるかを9月末までに申告させようとしています。ところが阪大は非常勤講師との契約は労働契約ではなく民法第656条の「準委任契約」(発注者が法律行為以外の事務を受託者に依頼するタイプの契約)と主張しています。しかし他大学の労働契約の非常勤講師と同じ学校教育法上の授業担当教員としての成績評価・報告までの業務を行い、労働安全衛生法と労災が適用されている阪大非常勤講師だけがなぜ「準委任契約」なのか一切説明がありません。これは実質的な偽装請負による無期転換逃れと言わざるを得ません。阪大の異常なやり方を詳細に報告します。